

閱 覧 設 計 書

業 務 名 永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務

履 行 箇 所 永平寺町内 一円

履 行 期 間 令和7年2月28日

監 督 職 員 総合政策課 主事 酒井 達也

永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務

特記仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

この仕様書は、「永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に際しては、契約書及び本特記仕様書並びに関係法規に準拠することとする。

第2条（業務の目的）

本町では、令和2年11月に策定した「第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和6年度で最終年度となることから、令和4年12月に国が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことを踏まえ、「第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定し、「永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略」の策定を進めているところである。

本業務は、「永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略」策定のための基礎資料として「永平寺町人口ビジョン」の見直しを行うことを目的とする。

第3条（業務の範囲）

本業務の範囲は、永平寺町全域を対象とする。

第4条（履行期限）

本業務の履行期限は、契約日の翌日から令和7年2月28日までとする。

第2章 業務内容

第5条（業務内容）

本業務の内容は、以下の通りとする。

1. 永平寺町人口ビジョンの改定

国の「地方人口ビジョン策定のための手引き（令和元年12月版）」の内容に留意しながら、本町人口ビジョンの改定に必要な作業を行う。

（1）人口現状分析

①総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況

を分析する。

②性別・年齢階級別の地域間の人口移動の状況を分析する。

③産業等の人口動向に関連する事項について分析する。

(2) 将来人口の推計と分析

①出生率や移動率など仮定値の変動パターンごとに人口推計を行い、分析する。

また、複数シナリオごとに人口変動が及ぼす影響について分析する。

②将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度について分析する。

(3) 将来の人口減少が地域社会に与える影響

①将来の人口減少が地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析する。

(4) 人口の将来展望

①(1)から(3)の調査分析の結果を踏まえ、現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向性及び総人口や年齢別人口等の将来展望を整理する。

(5) 人口ビジョンのとりまとめ、原稿データ作成

業務の最終成果として、業務報告書のとりまとめと原稿データの作成を行う。

2. 町民満足度アンケート調査

住民意向の把握のため、町民満足度アンケート調査を実施することとし、町民概ね2,000人を対象に行う。調査は、郵送による調査票の発送、回収を行うこととし、調査票の作成、発送準備(印刷・封入)、データ入力、集計・分析を行う。

なお、アンケート対象者の抽出と宛名ラベルは発注者が実施し、受注者に提供する。

3. 永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略の文章校正

本町にて永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略の策定を進めているが、最終版の文章校正を行うこと。

4. 打合せ協議

- ・業務着手時 1回
- ・中間打合せ 1回
- ・成果品納入時 1回

第3章 提出書類

第6条（着手時提出書類）

受注者は、業務着手にあたって次の書類を提出するものとする。

- （1）着手届
- （2）管理技術者及び照査技術者の資格を有することを証する書類
- （3）業務工程表

第7条（管理技術者及び照査技術者）

本業務に関わる管理技術者、照査技術者については、下記のいずれかの資格を有するものとする。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）

第8条（成果品）

提出する成果品は、いかに示す通りとする。

- | | |
|----------------------------------|----|
| （1）永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務報告書 | 2部 |
| （2）原稿データ | 1式 |
| （3）その他資料（根拠資料、参考資料、成果品データ（CD-R）） | 1式 |

第9条（成果品の帰属）

成果品はすべて発注者の所有として発注者の承認を得ないで他に公表、貸与してはならない。

第10条（成果品の瑕疵）

受託者は業務完了後においても、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、すみやかに受託者の責任において訂正、補足及びその他必要な処置をとらなければならない。

第11条（参考資料の貸与）

本業務の実施にあたり必要となる関係資料等については、発注者より受託者に貸与するものとする。

第12条（疑義）

受託者は業務を遂行する過程において疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し円滑に業務の遂行を図らなければならない。

第13条（機密の保持）

受託者は業務を遂行するうえにおいて知り得た業務の目的や内容、その他借用資料に関してISO等情報管理規定に基づき適切に管理することとする。

以上

令和 6 年度 業務委託設計書		町長	副町長	課長	課長補佐	課員	設計	念算
業務名	永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務							
履行箇所	永平寺町内 一円							
業務費	金 円		業務価格			金 円		
			消費税相当額			金 円		
業務概要								
1. 業務委託内容								
(1) 永平寺町人口ビジョンの改定		1式						
人口現状分析								
将来人口の推計と分析								
将来の人口減少が地域社会に与える影響								
人口の将来展望								
(2) 町民満足度アンケート調査		1式						
アンケート設計								
発送準備（印刷、封入）								
データ入力								
集計・分析								
(3) 永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略の文章校正		1式						
文章校正								
(4) 打合せ協議		1式						
(5)								
(6)								
(7)								
(8)								
(9)								
(10)								

